

抵抗権とクリストファー・グッドマンの生涯

The Resistance theory and the Life of Christopher Goodman

伊勢田 奈 緒

はじめに

クリストファー・グッドマン（1519～1603）は16世紀における抵抗論の発展に大きく寄与した人物である。彼はイングランド人であるが、三十代から四十代半ばまではヨーロッパ大陸及びスコットランドで過ごした。亡命先ではスコットランドの宗教改革者であるジョン・ノックス（1514～1572）に出会い、彼と終生、変わらぬ友情を持ちつつ、互いに良き理解者であり、協力者であった。また、グッドマンはエリザベス一世治下（1558～1603）における、初期ピューリタンの一人であったと考えられる。残念ながら日本では彼についてほとんど知られておらず、スコットランド宗教改革においてノックスの協力者として触れられる程度である。しかし16世紀当時においては、グッドマンは偶像崇拜に加担する統治者に反抗するのは神の民として果たすべき当然の義務であるとして一般庶民が抵抗する権利をいち早く主張した人物として知られていた。また17世紀のイングランドにおいて、『失樂園』などを執筆してピューリタン運動を支持した作家ミルトンは、『国王と為政者の在任権』（1649年）において、グッドマンの抵抗論を取り上げ、彼を健全な神学者として紹介している¹。近代においては、16世紀の政治思想を論じる場合、彼の抵抗論はよく取り上げられ、また、J.W.アレン²のように彼をノックスと共に論じることが多い。本論文では、亡命先で執筆されたグッドマンの抵抗権に関する論文『いかに上位の権力者はその臣民の服従を得るべきか³』を検討しながら、ヘンリ八世、エドワード六世、メアリ・チューダ、エリザベス一世と、主君が四代も交替するという混乱した16世紀のイングランド及びカトリック信奉者ギーズのメアリおよび、メアリ・スチュアートの治下でのスコットランドの両国において、真の宗教を樹立しようと宗教改革運動にその生を全うしたグッドマンの生涯を考察したい。

1. 亡命と出会い

メアリ・チューダ治下、故国を離れ、亡命したことがグッドマンにとって最初の大きな転換点であったと考えられる。ここでは亡命までの彼の足跡をたどってみよう。彼はイングランドのチェスターで生まれ、1537年、18歳でオックスフォード大学のブレイズノウズ・コレッジに入学し1541年に同大学を卒業し1544年に大学院を修了した。続いてクライスト・チャーチ・コレッジで学び、1548年（～1553年）には、レディ・マーガレット講座の神学教授になっている。彼が神学教授になった当時のイングランドは、1547年にヘンリ八世が亡くなりエドワード六世が即位し、カンタベリ大主

教トマス・クランマーと摂政サマセット公、後にノーサンバランド公のもとで、プロテスタント化が急速に推し進められた時期であった。エドワード六世の治世はわずか6年間という短いものであったが、その間イングランドでは、祈祷書の作成と「四二か条」という新しい信仰箇条の制定が行われ、体制がプロテスタントの側へ大きく傾いた時であり、加えて、当時のイングランドの改革者たちは、ローマ教会の宗教裁判やアウグスブルク仮信条協定を逃れてきた外国人亡命者たちの入国によって大いに勇気づけられていた。しかしながら、1553年に、わずか16歳でエドワード六世が亡くなり、その後をヘンリ八世とキャサリンとの間に生まれたメアリ・チューダが即位することになり、体制がカトリック側へと移行することになった。メアリは、即位後直ちに、カンタベリ大主教クランマーを投獄し、エドワード治世下に制定された9つの法律を廃止した。彼女は翌1554年にカール五世の息子、フェリペ二世と結婚し、その後、一気にイングランドをカトリック信仰国に塗り替えようと試みた。実際、彼女はエドワード時代に投獄されたり、あるいは国外追放されたカトリック信徒たちを復帰させ、また異端火あぶり法を復活し、ヘンリ八世時代の18の法律を廃止し、宗教改革以前の状態へ引き戻してしまったのである。こうして、イングランドにおける宗教改革は中断し、プロテスタント弾圧が急激に強まったのである。そこで、主として上流階級出身の多数のプロテスタントのグループがイングランドにおける宗教改革の実現をいったん止め、ストラスブール、バーゼル、フランクフルト、ジュネーブなどの大陸諸都市へ亡命していった。その数は1554年春までに、800から1000名に達したと言われる⁴。また、その一方、1555年から1556年にかけて、クランマーやラティマーを初め300名近いプロテスタント信奉者が焼き殺された。1554年冬、プロテスタント信奉者であるグッドマンもまた、女王メアリ・チューダの迫害を逃れて、大陸へ亡命した。まず、彼はバーゼルで研究生生活をし、その後、同年11月にストラスブールへ行き、そこで当時、ストラスブール大学で神学教授であったイタリア人宗教改革者ピーター・マター・ヴェルミーリ（1500－1562）と親しく交わるようになった。当時、英国人亡命者の最大の避難所はストラスブールであり、亡命者の半数がここ⁵に定着したが、フランクフルトにも1554年、約200名のイングランド人が来て教会を形成していた。

スコットランドでは、プロテスタント信奉者が台頭し始めた1540年代に、カトリック信奉者のスコットランド王がイングランド王に敗れ、カトリック国である大国フランスと同盟を結んだ。そのため1547年に、フランス海軍がスコットランドに上陸し、プロテスタントの本拠地であるセント・アンドリュースを攻撃するというプロテスタント側にとっては危機的状況に陥っていた。遂にプロテスタント側は敗れ、その指導者であるジョン・ノックスも捕虜となり、フランスのガリー船のこぎ手とされた。ノックスは19ヶ月に及ぶ過酷な時を過ごした後、当時エドワード六世の治下であるイングランドに渡り、宮廷のチャプレンの一人となった。1552年にはロチェスター教区主教に押されたが、彼はその申し出を辞退した。そして彼もまた、メアリの即位によって、1554年、イングランドを去り、フランクフルトへ亡命した。スコットランドでは、メアリ・スチュアートがフランス王位継承者と結婚し、1548年にフランスに送られたが、カトリック信奉者である彼女の母ギーズ家のメアリ・ド・ロレーヌが1554年にスコットランドの摂政となり、以後フランスのスコットランド

に対する支配力はいつそう強化されようとしていた。

グッドマンとノックスはフランクフルトで出会うことになるのだが、前述のフランクフルトの英国人教会は、エドワード朝時代に、フランスからイングランドへ亡命し、ロンドンのフランス人教会を牧会し、メアリ即位後、再び大陸に戻り、1554年フランクフルトにおいて、牧会をしていたフランス人、ブラーン・ヴァレラン（1520-1557）の好意により、英国人亡命者たちが、フランス人教会の組織および礼拝様式とあまり変わらない礼拝を守ることを条件に、会堂を使用させてもらっていた。ジョン・ノックスとホイッティンガム^(注1)（1524-1579）を指導者とするフランクフルト英国人教会の会衆は、イングランドの『第二共同祈祷書』の代わりに、よりカルヴァンの礼拝様式を採用し、他の都市への亡命者達へもこの礼拝様式の参加を呼びかけていた。しかし、二ヶ月も経たないうちに、かつてエドワード六世の家庭教師で、オックスフォード大学副総長であり、また『第二共同祈祷書』の作成に関わってきたリチャード・コックス（1500-1581）が率いる新しい亡命者のグループがフランクフルトに到着して来たため、『第二共同祈祷書』を廃止し、新しい礼拝様式を採用するか否かを巡って大論争が巻き起こった。『第二共同祈祷書』支持者たちは、メアリ・チューダによって投獄され、死を覚悟していたイングランド教会のかつての指導者たちであった。彼らにとって『第二共同祈祷書』を否定することは彼等の指導者であり、祈祷書の作成者である克蘭マーたちを否定するという意味であり、彼等は、イングランド宗教改革の所産であり象徴である『祈祷書』をそう簡単に否定できなかったのである。しかし、ストラスブールから移ってきた英国人亡命者の中で、グッドマンだけはフランクフルトに来ると、『第二共同祈祷書』支持を止め、ノックス側を支持したのである。この時以来、グッドマンとノックスの親しい交わりが始まった。ちなみに飯島啓二氏は、このフランクフルトでの出来事を「フランクフルトにおけるイングランド人亡命者内部の対立は、エリザベス期にみられる国教徒と非国教徒の対立の前哨戦であった⁶」と評している。ノックス達は、コックスの政治力によってフランクフルトから追放され、ジュネーブにいるイングランド人亡命者らと合流することになった。二人はフランス、ネーデルランド、イタリア、イングランド、ポーランド、ハンガリーなどからの亡命者たちと共にキリスト論や教会論など神学の学びをカルヴァンから直接、指導を受けたり、カルヴァンによる礼拝での説教を聞くことが出来たりしたことであろう。また他の牧師や神学者達と神学上の議論を戦わせたり、各国の宗教改革者たちと情報を交換し合ったことであろう。彼らは、宗教改革思想の第一人者であるカルヴァンがいるジュネーブにおいて、神の意志遂行のために神の協働者に選ばれた者として、宗教改革実行の決意を一層、強めていったことは、確かである。1555年11月1日、グッドマンはノックス、ギルビーと共にジュネーブ滞在のイングランド教会の牧師に選ばれた。ここでは、礼拝にて、以前フランクフルトで、ノックスたちが作成したが、使用されることがなかった礼拝規定が採用された。この礼拝規定は1556年2月、イングランド語版とラテン語版が印刷され、『ジュネーブ礼拝規定書』と呼ばれるようになった。さらに、この規定書はスコットランド宗教改革後、1564年に『共同礼拝規定書』として採用されることになる。ジュネーブのノックスとグッドマンが牧する教会では、会衆の数が100名を超えていたが、ここには、後にエリザベスの定めた礼拝方式を拒否した非国教徒も含まれており、

彼等の中に初期ピューリタン会衆の先駆たちを見いだすことができる。この教会ではカルヴァンの教えに従って長老制が採用された。またグッドマン等によって新しいイングランド語訳聖書が編纂され1560年に刊行された。1557年12月16日には、グッドマンとノックスは再度、イングランド人教会の牧師に選ばれ、さらに一年間、彼等はジュネーブに滞在した。ノックスは1558年内に『女たちの奇怪な統治に反対するラッパの最初の高鳴り』、『スコットランドの摂政である皇太后への書簡』、『アペレーション』、『スコットランドの平民あての書簡』、『ニューカッスルとベリックの住民宛の書簡』等を精力的に執筆し、彼の抵抗論は徐々に確立へ向かっていた。他方、グッドマンも、1558年1月1日に、革命を支持する論文『いかに上位の権力者はその臣民の服従を得るべきか』を書き、出版した。実は、プロテスタントの指導者は当初、抵抗権を認めなかった。ルターは、君主への服従を説き、カルヴァンは『キリスト教綱要』初版第六章末尾において、支配者は神が社会の秩序化のため選んだ者であり、それへの抵抗は神への反抗であるとした。たとえ、その支配者が圧政を敷き、われわれを苦しめても、それはわれわれの悪行に対する神の懲罰であるから、われわれがまず、自己反省をすべきだ⁷と説いた。もともと、カルヴァンが在していたジュネーブはカルヴィニズムが支配していたので、政治的ラディカリズムは不要であったと考えられる。プロテスタントの指導者たちは、当初、受動的服従の立場をとり、またカルヴァンはこの立場を死ぬまで変えなかった。しかしながら、プロテスタントの危機的状況に陥ったドイツにおいて、ルターは、その主張を変えていった。彼は、当初、皇帝と「暴君」とを区別すべきだと主張していたが、1539年に至って、君主は臣民を守る使命をもっている故に、法を破り臣民を害し、その使命を果たさなくなった君主に対しては、臣民は正当防衛として抵抗に出ることができるとした。同様に、亡命先ジュネーブで神学的に養成されたカルヴァン主義のグッドマンとノックスは、実際、故国イングランドとスコットランドの政治的、宗教的危機に直面し、カルヴァンの服従論から決別しなければ、改革への一歩が進めなかったとも言え、故に彼等は共に抵抗論を論じたと解せよう。グッドマンは論文の中で、エドワードの治世におけるイングランドの宗教改革の試みを激賞している。しかし、彼は、エドワード治世では完全に宗教改革はできなかったとし、現在、メアリ治世下において亡命してきたプロテスタント信奉者たちに向かって、旧約聖書『申命記』を用いながら、イングランドは神の新しいイスラエルであって、真の信仰を守るための契約が再び、更新されるまで、大混乱と苦難を経験し続けるだろうが、忍耐と希望を持ち続けることを強く勧めている。

以上、亡命期におけるまでのグッドマンの歩みを見てきた。確かに亡命地において彼の活躍の場は広がり、またカルヴァンの他、同国以外の宗教改革者たちとの交流の時を得られた。彼自身、友人パーター・マルチュルへ宛てて「幸福で平安のうちにあって、神の大いなる祝福によって我々はこの場所を楽しんでいる⁸」と語っているように、亡命先という不自由さはあったとしても、心身共に充実した思索と牧会の時を過ごしたことが想像される。特にこの時期に、グッドマンとジョン・ノックスが出会ったことは兩人にとって大きな神からの恵みであり、この出会いがあったからこそ、彼等は時が熟したとき、スコットランドの宗教改革を共に成し遂げることに力を尽くすことができたと言っても過言ではないであろう。また、彼の思索の結実として『いかに上位の権力者はその臣

民の服従を得るべきか』を著述、刊行したのもこの亡命時期であったことは、見逃せないことである。

2. グッドマンの抵抗論：『いかに上位の権力者はその臣民の服従を得るべきか』⁹からの考察

クリストファー・グッドマンの論文『いかに上位の権力者はその臣民の服従を得るべきか』は、1558年1月1日に、ジュネーブの出版者ジャン・クレスピンによって出版された。この論文はもと、グッドマンがジュネーブの英国人亡命者の会衆に向けて、新約聖書『使徒言行録』四章十九節「神に従わないであなたがたに従うことが、神の前に正しいかどうか、考えてください。」をテキストにして、実際に1557年の一年を通して、何度か説教で語ったものを、修正、加筆したものであった。この本の冒頭は、ホイッティンガムによる勧めの言葉が掲げられている。ホイッティンガムは、「敬虔で学識ある人々」が、グッドマンに彼の説教のテキストであるこの聖句の説き明かしを、さらに詳しく説明するよう求め、故に執筆刊行に至ったという経緯や、またホイッティンガム自身、グッドマンの主張をイングランドの同胞および他の地域の人々に広める必要があると痛感していることを述べている。当時、『使徒言行録』五章二十九節「人間に従うより神に従わなくてはなりません。」という聖句は無抵抗に対する良心条項を証明するテキストと見なされ、当初のプロテスタントの考えでは抵抗権を認めていなかった。既に述べたようにルターは君主への服従を説き、カルヴァンは『キリスト教綱要』初版第六章で「支配者は神が社会の秩序化のため選んだ者であり、それへの抵抗は神への反抗である。たとえその支配者が王政を敷きわれわれを苦しめても、それはわれわれの悪行に対する神の懲罰であるから、われわれがまず自己反省をすべきだ」と説いていた。しかし、グッドマンは、受動的不服従に対する正当性を理解する際、取り上げていた聖書のテキスト箇所である『使徒言行録』五章二十九節を、大胆にも積極的不服従を呼びかけるテキストとして読み替えたのであった。彼は否定的神聖な命令の中に隠れている積極的な含意を見だし、偶像崇拜を積極的に反対し、偶像崇拜の実践を促進しようとする者に直接的に抵抗することを正当化するためにこの聖句を用いたのである。これは従来プロテスタントの理解に対する発想の大転換であった。彼は無抵抗という考えを破棄し、さらに消極的不服従という考えを取り除いたのである。彼は自説を説明するための第一の判断基準として、『ローマの信徒への手紙』十三章を用いながら、初期プロテスタントの宗教的政治思想を縛ってきた、抵抗論に画期的な一步を踏み出したのである。彼の再解釈は以下のとおりである。「・・・というのは、使徒は言っている。：神の他に権力はない。：しかし、ここでほかのどの権力をも意味しているのではなく、神の定め合法的な機関のことを意味している。・・・というのは、神は決してどんな法にも承認するように命じているのではなく、暴君、偶像崇拜者、教皇派、圧制者をとがめ、非難する法を認めることを命じているのである。故に、それらが、暴君、偶像崇拜者、教皇派、圧制者等の法であれば、それらは神の法ではない。そしてわれわれが、そのような法に服従せず、抵抗する時、それは神の法に抵抗するのではなく、サタンに抵抗することなのである。」と。この解釈は、政治権力を保持するすべての者が神によって承認され

ているという前提を破棄するものであり、グッドマンは神の承認は統治者の振るまい次第であるとした。もし、統治者が明らかに暴君のか、あるいは不敬虔な振る舞いを行ったら、その者は神の承認は受けられないとするのである。暴君であり、不敬虔な者に反抗することは、神ではなくサタンに抵抗することであるという彼の主張はカルヴァンのものに比べるならば、極めて積極的な抵抗論であった。グッドマンは、第一の判断基準に取り扱った『ローマの信徒への手紙』十三章のテキストから、2つの鍵、すなわち、統治者の資格と統治者の行為を考察し、キリスト者の職務としての服従の定義を再定義した。彼によれば、服従の義務は「神の定めた合法的な機関」にある統治者にのみ負っているとしている。そして彼は、政治的権力を所有していることと、政治的権力を所有しているから服従することとの間の自動的な結びつきを否定することによって、服従の理論を再構築したのである。かつて13世紀の思想家トマス・アクィナスは、専制を否定するけれども、専制的支配者の打倒は、共同社会が前支配の存続により受けるよりも大きな損害を、その後の攪乱から受けるような無秩序を伴わない限り、正当化されるものとして容認した¹⁰ように、中世において抵抗論はかなり議論されていた。しかし前述のように、プロテスタントの思想家たちは、この問題に消極的不服従の立場を取っていた。しかしながら、グッドマンは再び、抵抗論の議論を、中世の政治思想で議論された正しい統治者と不正な統治者の区別の方法や暴君をいかに取り扱うかという議論に引き戻し、積極的に取り組んでいったのである。グッドマンの服従と抵抗に対する第二の判断の基準は旧約聖書の契約についての考え方であった。彼が理解する契約に対する第一の特徴は、神は新約聖書の中に教会生活のモデルを描き、他方、旧約聖書の中に、キリスト者の政治的生活のモデルを示されたのだと理解した。ノックスと同様、グッドマンは神と神の民の契約関係は、イスラエルの民を超え、すべてのキリスト教国国民に与えた関係だとした。同時に、旧約聖書のモーセ五書にある神と民との契約のモデルが永遠の契約のモデルであると規定することによって、契約についてさらに深く正確に理解することを試みた。いかなる王国も、神の民になろうと求めることによって、契約関係を結べるとし、人々はモーセの契約に倣うことで、「神の民になろうとすべきである。もっとはっきりと見えるメガネをかければ、それはいかに彼らが神に負っているか、神が彼らに何を必要としているか、彼らが神になにを約束してきたかが見える」と述べている。ノックスもグッドマンも、エドワード六世のイングランドの治世にあったように、すべての人が公に「真の宗教」を採用すれば、契約関係に入れると確信していた。グッドマンはモーセの法の下にある契約の責任と義務について重要視した。彼はモーセとキリストの間の比較を入念に調べ、キリスト者の共同体はイスラエルの民を超えた大きな利点をもっていると考えた。神の意志がよりはっきりとあらわれるのは、次に挙げる二段階でなされるとし、最後にキリストによって神の民はすべて自由にされるのだとした。すなわち、第一段階はモーセの法の儀式的な部分を廃止して自由になる段階で、第二はキリスト教国における法が、統治者との関係において人々の権利を保障することによって政治的に自由になるという段階である。グッドマンは、契約において神に負っている服従は絶対であるが他方、キリスト教国の統治者に負っている政治的服従は常に条件付きである、ということを強調した。そして彼はモーセの法を丹念に検討し、全体の人々と共有する契約と、個々の人と結ぶ契約という二

重の契約の同意という考えに至った。またキリストとの契約において、洗礼と加入が密接に関連するという従来、教会論で扱ってきた問題をグッドマンは、上記の二重の契約の同意という考えをもって、教会論の問題から政治的領域の問題に移したのであった。彼は洗礼において、各自が神と共にある関係に入り、個々が神の法を支持することを約束するのだとした。「神はあなたに、以前、神の民イスラエルが負っていたのと同じ法をもって（儀式は除外して）神の民の一人である責任を負っていて、あなたは神の教えを神の民イスラエルと同じくらい知ろうとし、同時に彼等と同様に神の法を支持する」としている。グッドマンは、イスラエルの民に対して、モーセを介して神が結んだ契約の約束を、同時代のキリスト者に対しても守らなければならない神の法の原則と考えた。そして、この神の法を守る義務はキリスト者全体に対しても、また同時に個人に対しても適用するものとした。グッドマンの基本的な考え方は、契約思想の下、全体の責任と個人の責任という二重の組み合わせであった。まず第一に、彼は神の法を支持するために、全体の人々と結び、かつ個々に結んでいる契約の下に、二重の義務があるという理由で抵抗権を正当化したのである。これは神の法を破る人々が罰せられるものとして解釈された。つまり、グッドマンは罰する権利を抵抗する権利へと変えたのである。彼は「剣」という言葉を用いて、正義の剣をふるい、神の命令を破る人々に抵抗し、罰することを主張した。その彼等に抵抗することを主張した。そして一般の庶民に対して、彼等が抵抗へと導く下位の行政官を要請しなくても、神と個々に契約を結んだ彼ら自身が直接に行動するという神聖な強制力をもっているのだとした。キリストを軍事司令官とするというグッドマンの言葉はかなり過激であるが、彼は宗教改革を成功させるためには、妥協をせず、一般庶民による抵抗を繰り返し呼びかけたのである。

さらにグッドマンは契約を基礎においた一般庶民による抵抗の合法性についても考察している。彼は『ローマの信徒への手紙』十三章を再解釈し、政治的権威を持っている者が、自動的に神に良いと認められるという従来の考えは踏襲しなかった。彼は、邪悪な統治者が神の力によって権威づけられてはいないという立場を取り、神の是認を、その職務の実行における統治者の行動に直接、結びつけたのである。このことで、グッドマンは、従来の伝統的考え方、つまり、良い者を守り悪を罰するという、行政官の職務の必要を重視しつつも、統治者が任務を失敗した時は、自動的に行政官であることを辞めるべきだとした。彼は私的に邪悪であることと、公的に不正と暴政の行為を区別した。そして、自己保存という概念をもって、不正の力を追い払うという基本的に反動的かつ防衛的な姿勢を、自己保存、故に正当な権利であるとした。

彼は、最後に、神の法を守ろうとすることは、すべての人に負わされた責任であり、その裁きが例外なくすべての人の上に行われるように見張ることは、すべての人にとって賞揚されるべきことであるとした。そしてそれだけでなく、すべての人に求められているところでもあるとし、もしこれが上級行政官の同意と援助とによってなされない場合、他の兄弟達に対すると同様に、たとえ自分の統治者、為政者であっても、腐敗した成因として彼等を排除することは、一般庶民にとって合法的で且つ、義務でもあるとした。さらに、もしその統治者が死に値するならば、死刑も辞すべきではないと結論したのであった。

3. 抵抗論を書いた後のグッドマンー宗教改革者として、初期ピューリタンとして

この項ではグッドマンの亡命から帰国後の足跡を見ていきたい。彼はまずスコットランドで数年を過ごし、その後、亡くなるまで母国イングランドで彼の生を全うすることになる。彼が、1558年に抵抗論の論文を執筆刊行した後、彼の身边は慌ただしくなった。1559年1月1日、スコットランドでは、国内の托鉢修道院の扉に「乞食の呼び出し状」という托鉢修道院の罪を告発する文書が張られ、16世紀前半に多数の施療院と救貧院からその財産を収奪した托鉢修道院へ向けて攻撃が開始された。この事件の後、同年5月にプロテスタント説教者へのスタルリング償還命令、パルスでの偶像破壊をもって、スコットランドでは宗教改革戦争が開始した。グッドマンは1559年8月までジュネーブに留まっていたが、同年6月にノックスからグッドマンにエジンバラに来るようにという要請があった¹¹。ノックスにとって、グッドマンは、イングランド人ではあるが、ジュネーブで知り合って以来、絶対の信頼を寄せた友であり同志であったのである。ノックスにとって、スコットランドの宗教改革を成功させるために、グッドマンは必要だった。彼は、ノックスの切なる要請にこたえ、ジュネーブを出立し、イングランドを通過して、同年9月20日に、無事セント・アンドリューズに到着した。10月には、彼はスコットランド議会のメンバーの一員として宗教問題に取り組んだ。そして同年11月、西部地方のプロテスタントの拠点エイルの牧師に任命された。スコットランドでは、1560年6月に摂政メアリが亡くなり、同年7月に宗教改革戦争は終了し、いよいよ教会の改革が行われることになった。先ず宗教改革議会が発足し、そこでローマ教皇権の否認と『スコットランド信条』が成立した。同年12月には第一回教会総会が開かれた。続いて、1561年1月に『規律の書』がプロテスタント貴族たちによって署名され、1564年には亡命先でノックス達が作成し使用されていたものが基となっている『共同礼拝規定書』が成立するといった次第で、着実に教会の改革が行われていった。ところが、1561年にメアリ・スチュアートがフランスより帰国し、再び、カトリック女王が統治することになったことは、ノックスを初めとするプロテスタント側の緊張と不安の種となった。これから先、ノックスと女王との抵抗権をめぐる数回の会見が行われることになる。グッドマンはこのスコットランドの政治的、宗教的大変革の中、スコットランドの数カ所を牧会し、1565年冬まで滞在した。彼は1559年スコットランドに来て以来、スコットランドの宗教改革運動に積極的に参加し、イングランド人であるにもかかわらず、ノックスを支え、スコットランドの教会改革に骨身を惜しまず、働いたことが想像される。グッドマンは、「イングランドは邪悪と、高慢と、強欲と、享楽――女性による統治の所産であるが――に襲いかかられている。今は、ジュネーブのあまい果実を味わった者にとっての健全な試練の時なのだ¹²」とスコットランドからジュネーブ在住のカルヴァンに宛てて述べている。この書簡の中で、彼は異国のスコットランドに在って、ジュネーブの理想的プロテスタント教会における牧会、教会制度、説教、聖書研究、また各国の宗教改革者たちとの神学議論など、有意義で充実した日々を懐かしむ一方、エリザベス治下の母国イングランドへの思いをカルヴァンに切々と訴えている。彼は、おそらく、着実に改革が進んでいるスコットランドに身を置きながら、それに比して、エリザベス主導の上からの中途半端な宗教

改革を行っている自国へのいらだちと不満、あせり、ジレンマ等が膨らみ、帰郷への思いを募らせていっていたのであろう。

イングランドでは1558年11月17日、女王メアリ・チューダが亡くなり、直ちにエリザベスが即位し、再び、プロテスタント王国となり、ジュネーブに逃れていたイングランド人亡命者たちは帰国の準備を始め、1559年1月末までには、ほとんどの者がジュネーブを去った。エリザベスは、歴史家によれば、宗教よりも政治を優先させた、と評されている。なるほど、女王は1559年、議会において『国王至上法』と保守的路線にむけて若干改訂された『第二共同祈祷書』の使用と毎聖日の教区教会出席が国民に要求された『礼拝統一法』の二つの制定法を可決し、教会制度の枠組みを定めた。このことによって、教区教会の国定の『祈祷書』方式の聖餐にあずかることによって、国民は、階層の統一体である国教会体制の手足として、その「かしら」である女王へ従うことになったのである。エリザベスは、こうして国教会と国家という権威と服従関係によって、宗教的統一体と政治的統一体の至上権を獲得した。また教会制度の一新を具体化するために、1558年から1561年までにマン島とランダフを除く25教区主教が新しく按主を受けこの内、12名がドイツからの元亡命者であり1名だけがカルヴァン主義者であった。エリザベスにとって、プロテスタントを信奉したエドワードの治世とカトリック信奉者メアリの治世の約10年間に全く左右逆さまになる程大きく揺れた宗教問題を解決することが急務であった。エリザベスはメアリ治世後の国民感情と国際状況を鑑み、プロテスタント側の穏健派と手を組む方を選んだ。1563年には聖職会議で、『四二箇条』を改訂した『三九箇条』が可決されたが、その第17条において、「滅びへの予定」は記されていないが、カルヴィニズム的な「救いへの予定」が明記されていた。エリザベスはこの項の削除を求め、結局、第17条を含めた『三九箇条』が議会で正式に可決されたのは1571年であった。エリザベスのこのようなカルヴィニズム的な要素を導入することを避ける方針は徹底的な改革を望む者からみれば、中途半端なものに映った。他方、カトリック側は、1569年にカトリック大貴族ノーサンバランド伯とウェストモアランド伯によって「北方の反乱」を起こしたが、エリザベスはこれを鎮圧した。また、教皇ピウス五世が1570年に女王の破門教書を発布し王位篡奪を宣言した。女王破門は、カトリック教徒にとっては、イングランド国民のカトリック信奉は許されなくなったということを意味していた。結局、エリザベスは中道路線をとることによって、カトリック側にもプロテスタント側にも弾圧をせざるを得なかったのである。

エリザベス治世の初期から早くも「ピューリタン」と呼ばれる人たちが勃興してきたのも、このエリザベスの中道路線が故の所産とも言えよう。この呼称は1560年代前半から、聖書に基づく教会の「純化」を主張する急進的改革派の「異端」者に対して、カトリック側が侮蔑をこめて用いられたと言われる。佐藤哲典氏によれば、ピューリタンとは、「エリザベス政府の寛容（曖昧）で「中庸（中途半端）」な改革政策に不満を抱き、より徹底した教会のプロテスタント化を志向した人々¹³」であるとしている。ジュネーブ、チューリヒ、フランクフルトの影響を受けたメアリ時代の亡命イングランド人の多くの者は、彼等の徹底したプロテスタンティズムへの恐れと希望を抱いて帰国していたのであり、故に、実際行われているエリザベスのあいまいな改革は空しいものに思えたに違

いない。スコットランドにおいては、ノックス等プロテスタント聖職者とプロテスタント貴族等が宗教改革を推進する指導者たちとして協働して宗教改革運動を実行し成功させた。しかしながら、イングランドにおいては女王エリザベスの主導による上からの改革という点で、徹底的改革を切望する者たちには不満であり、その彼らがピューリタンとなっていく。初期ピューリタンの一人であると目されるグッドマンも、前述したように、ジュネーブで培われたカルヴィニズムがスコットランドでは活かされたが、自国イングランドでは発揮できないことにどんなにジレンマを感じたことであろう。

さて、ここで、エリザベスがノックスとグッドマンをどのように思っていたか、についてカルヴァンを介する書簡から見てみよう。次に挙げる書簡は、ノックスの『女たちの奇怪な統治に反対するラッパの最初の高鳴り』とグッドマンの『上級権力に対して、その臣民はどのように服従すべきか』の両著に対して、イングランド王位に就いた直後、エリザベスが非常に怒っているのを知って、カルヴァンがイングランドの国務卿セシル宛に書いたものである。「二年前、ジョン・ノックスは個人的な会話の中でわたしが女性の統治について、どう考えているかをたずねました。それは、自然の本来の正しい秩序からの逸脱であるから、奴隷制と同じように、人間の墮落に由来する罰のひとつに数えられるものであること、しかし、時には非常に才能豊かな女性たちもいるので、彼女たちのうちに示されている、得意な優れた素質から、彼女たちが神的権威によって、その地位に挙げられたことは明らかであること、神はこのような事例によって、男性たちの怠惰を非難されようとするか、または、神の栄光をさらに良く示すために企てられているかであると、わたしは率直に答えました・・・結局、わたしは次のような結論を出したのです。王国と公国を世襲権によって女性たちに移譲してもよいとすることは、慣習と公の同意と長い慣行に基づいて決められたのであるから、この問題を持ち出す必要はないように思われる。それは単に事柄が人の不快を買うからという理由からだけではなく、わたしの意見によれば、特別な神意によって定められている政府を、不安定な状態に陥れることは法にかなわないからである、と。わたしはこの書物のことに全く気づかず、まる一年間その刊行を知らなかったのです。わたしはある仲間たちからこのことを知らされ、このような奇説が刊行されたことに存分に不快の念を表しました。しかし事態の收拾には遅すぎたので、もはや矯正することのできない悪は、騒ぎ立てるより忘却のうちに葬り去った方が良くと考えました。あなたの義父が、ペーズを通じて事情をわたしに知らせたとき、わたしがなんと答えたかを彼に聞いてみてください。メアリが存命中のことでしたから、わたしが追従を言ったと疑われるはずはありません。本の内容は知りませんが、ノックスとわたしとの会話は、わたしが今、述べたような内容に他ならないことを、ノックス自身認めるでしょう。¹⁴」と。さらに、1566年9月3日付けのカルヴァンの後継者であるペーズがブリンガーに宛てた書簡にて、エリザベスがジュネーブの教会に不快の念を持ち続けている理由は2つあるとし、その一つが、ノックスとグッドマンの著作にあるとしている。「以前、われわれは知らなかったのですが、女王メアリの存命中に、二つの書物、ひとつはノックス氏著の、女たちの統治に反対したもの、もう一つは、グッドマン氏著の、行政官の権利に関するものが、イングランド語によって、この地で刊行されたからなのです。

それぞれの書物の内容がわかるやいなや、われわれは大変不快に思い、その結果、これらの書物の販売は禁止されました。しかし、それにもかかわらず、彼女はいったん抱いた意見を持ち続けているのです。¹⁵」とある。エリザベスは当初からカルヴィニストに対して警戒的であったことは、前述のように彼女が新しく主教に任命した13名の亡命者のうち、ジュネーブの亡命者は一人だけだった事実からも窺える。彼らの著作は、なるほど、女性の統治を論駁するものであったが、これらの著書の意図はカトリック信奉をもって、スペインとフランスの、イングランドのメアリー・チューダとスコットランドのギーズのメアリーに対する暴政を攻撃し、その支配を転覆させることにあった。エリザベスとしては、やはり女性による統治を非難するものとして、受け取ったことが理解される。さらに、イングランドに帰国したグッドマンの存在は、エリザベスにとって不快と恐怖の対象と映ったのかもしれない。

1562年はじめ、イングランド人ワールウィック伯が、グッドマンにイングランドに戻ることを要請した。ワールウィックはニューヘブンで派遣軍の説教者をホイットティングラムに要請し彼がグッドマンを紹介したのであろう。しかしながら、1565年まではグッドマンはイングランド帰国に踏ん切りがつかなかったようである。帰国後、彼はサー・ヘンリー・シドニーの要請でイングランドにおけるチャプレンにはなったが、2年後、聖パトリック教会の主席司祭の職の要請は受けなかった。その後、1570年、彼は、ニューチェスターのオールフォードに居を構え、リッチモンドの大執事になった。しかし、彼は、チェスター在住中、非国教徒という理由で免責され、1571年5月から翌年3月までベッドフォードシアに居を構えていた。ところで、1570年という年は、ピューリタンの指導者カートライトがケンブリッジ大学において『使徒言行録』講解で公然と主教制を批判し、ピューリタン運動の口火を切った年であり、他方、前述のように教皇ピウス五世がエリザベスに破門をつきつけたというカトリック側にも大転換の年であった。これからエリザベスのピューリタンへの抑圧政策が本格化していく。その対策の一つとして、ヘンリ八世時代以来、通常の法の手続きに拘束されずに調査し、また判決を下すために任命された委員によって、教会の事件や人事を裁量するために設けられた高等宗務官裁判所をエリザベスは発展させ恒久的なものとするため、教会管理委員会（Ecclesiastical Commission）という機関を設置した。教会管理委員会は聖職者たちに、信仰箇条、祈祷書、そしてサープリスの問題^(注2)を承諾させることによって非国教徒を押さえようとした。ピューリタンたちは、委員会が厳しく教義の問題を制限した信仰箇条を聖職者たちに受諾させようとしていることに気づき、この宗教に関する問題についてのエリザベスの妥協的解決方針に懸念を抱いた。主なるピューリタンたちは、ランベスでの教会管理委員会の開催前に集まったが、その中にグッドマンもいた。ジョン・フィールド、パーシヴァル・ウィバーン、エドワード・デーリングそしてグッドマンは、別の妥協案を申し出た。それは、ミサ通常文規則の制限された形式、サープリス着用に関する成文についてであるが、実際、彼らは、聖日に祭服を着ることができず、それを着た人たちを責めることもできなかったからである。しかしその申し出は拒否され、多くのピューリタンの運動は議会へ訴えて改革へという戦術に転換し、具体的には『1572年の議会への勧告』への公表であった。この運動が起ころうとしている最中、当局側にグッドマンは、2乃至3の重要な

譲歩を強いられていた。教会管理委員会が開催される直前に、彼は次の事柄の撤回を責められ署名させられていた。一つは、彼が書いた本―すなわち、『いかに上位の権力者はその臣民の服従を得るべきか』であるが―に対して、その本を書いた時は、「特別な時」、つまり、宗教的混乱があり、偶像崇拜の脅威があり、「聖人の殺人」が広がっていた時だったと述べなければならなかった。そしてグッドマンの陳述には、今は自分の本が書かれなかったことを望んでいること、また、女性が王国や国家を統治するのは合法的であることだと断言したことを含んでいた。さらに、彼は女王の政府に対して毎日祈っているとし、さらに、彼は、個人的な権威を持った如何なる人も、死をもって女王メアリを合法的に罰すべきだとか、罰してよいとかいう議論はこの世に全く存在しなかったことを誓わされたのであった。こうして、グッドマンは「危険な教義」に関係する彼の本のどのページも取り消し、再び、書いたり、教えたり、説教したりすることを決してしないことを約したのであった。彼は好意的赦しが与えられ、そして自分がこれからも説教を始められかもしれないという期待をもって、自分の著作の撤回に合意したのであった。グッドマンのこの撤回請求は、1571年4月23日に行われたと見られる。そして彼は同年4月26日に署名を行った。4月26日の宣誓ではグッドマンはエリザベスをはっきりと信仰の擁護者だとし、自分の唯一の君主で、もっとも合法的な主権者である女王として認め、エリザベスに堅く忠誠を誓ったのである。この時の彼の心中は、如何ばかりであろう。神に対して罪を思うと共に、今まで味わったことがない屈辱と敗北の念を抱いたことであろう。他方、1572年、トマス・カートライト（1535～1603）によって提唱された変革を受け、ロンドンの牧師ジョン・フィールド（？～1588）とトマス・ウィルコックス（1549～1608）によって書かれたとされる、議会上に宗教改革を徹底すること、そして教会に残っている教皇主義的な要素を取り除くことを要求した『議会上への勧告』が公に当局側に提出された。これに対して、政府はジョン・フィールドとウィルコックスを逮捕し、トリニティ・カレッジの学長ジョン・ホイットギフト（1530～1604）に命じて、反論を公表させた。政府側は、国教会批判は国家体制への批判につながるとみたのである。グッドマンは、ジョン・フィールドが幽閉されている間、『勧告へのジョン・ホイットギフトへの回答へのカートライトの返答』の出版者として行動し、『1572年11月の第二の勧告』の執筆にも関係したとみられる。しかし、結局、このカートライトとホイットギフトの論争は、カートライトが大学を追われ、1573年には亡命を余儀なくされるという事態となりこの期のピューリタンの運動はいったん挫折した。一方、1571年のグッドマンの無念の撤回の結果は、彼にとって幸せなものではなかったと思われる。彼は説教をすることを禁じられ、自分は「3つのむちで打たれた¹⁶⁾」と自分に対する残酷な取り扱いについて不平を、もっとも急進的なピューリタンであり、彼の支持者であったレスター伯に述べている。1571年8月、彼はチェスターに戻った。1580年代の彼の活動はあまり知られていない。この間、トマス・ランドルフはレスター伯宛にスコットランドでグッドマンによる礼拝奉仕の依頼の手紙を書いたが、彼はノックスのいるスコットランドには戻らなかった。これはグッドマンが他国であるスコットランドに逃げるのではなく、自国イングランドに踏みとどまり改革を試みようとして決意していたからと見なされよう。カートライト達ピューリタンが目指したような統治者を説得して、議会を通じて宗教改革を達成しようとした運動

は体制側によって押さえ込まれ、公然と教会改革を求めることは不可能であることが証明された。グッドマンがチェスターに在していた1580年代の10年間は、急進的ピューリタンが息を吹き返すための準備の時だったと考えられる。説教者たちは数人の長老の管区の中心の町で、毎月の礼拝を含む改革のプログラムを実行していた。この時代のピューリタン達は、説教によって人々に訴えていく説教運動重視の活動を行っていたと見られる。グッドマンもまた、地域ごとに個別教会を改革するという下からの改革に協力していった。1584年、カンタベリーの主教座の地位についてのホイットギフトは、教会政治において「中道の道」を堅く保持しようとし、国教会への服従を誓約する詳細な諸条項を出した。その中の国王首位権、『共通祈祷書』、『三十九箇条』への服従について、全聖職者に署名させて服従を誓うよう要求したことで、再び英国内は混乱することになった。この統制強化を不満として署名を拒み、聖職を去った者が300~400人に達したと言われている。もっとも不満とされたのは、『共通祈祷書』への服従強制であり、ピューリタンは国教会の礼拝様式を強制するこの『共通祈祷書』に強い不満をもっていたことは、かつて、亡命先フランクフルトでの事件以来、予想される。これ以後、政府側の弾圧の手はピューリタンの上に重くのしかかった。ホイットギフトは、個人的にはカルヴァン主義の見解の持ち主であったが、当局側の責任者として、抵抗権を強く掲げ、革命を鼓舞するグッドマンの本が再出版されることを恐れ、グッドマンに対しては常に特別な警戒心をもっていたようである。1586年には星室庁^(註3)による印刷統制令が情宣活動を制約した。ホイットギフトのピューリタン抑圧政策は特別高等法院の活用によって強力であり、多くの有能なピューリタン指導者たちは命を奪われたり、活動の余地を失ったりした。その結果、急進的な体制批判者たちは、地下に潜んで非合法的活動を展開していった。エリザベスの治世の最期の数年は、ピューリタンはもはや、体制を脅かす存在ではなくなったかにみえた。しかし、再び、ピューリタン達は息を吹き返してきた。それはエリザベスもグッドマンも亡くなった1603年に、スコットランドからイングランド王としてジェームズ一世が、迎えられたことがきっかけである。この新王に対して大いに期待を寄せたピューリタン達は千人請願を提出し、徹底した宗教改革を求めたのである。

4. 結論

以上、この論文の中で、グッドマンの生涯と彼の抵抗論を見てきた。彼の人生は良しにつけ悪しきにつけ、抵抗論と共にあったことを思う。グッドマンの抵抗論の特徴は、罰する権利を抵抗する権利へと変えるという発想の転換のユニークさ、また一般の庶民に対して、神と個々に契約を結んだ彼ら自身が直接に行動すべき神聖な強制力をもっているのだとする主張の過激さ、改革に対して妥協を許さない徹底さをもっていた。そして彼の抵抗論の特徴はそのまま、彼の性格、そして生き方に呼応するように思われる。彼の理論は、当時の宗教改革者たちやプロテスタントを信奉している平信徒たちばかりでなく、カトリック信奉者の統治者やエリザベス女王のような時の権力者たちにとっても、センセーショナルなものとして受け取ったに違いない。実際、彼の論文の書かれた後、まるで抵抗論に勇気づけられたごとく、スコットランドでは宗教運動の機運が高まり、一般庶

民を巻き込んだ宗教戦争が起こり、そしてフランス、イングランドからの独立を果たし、またスコットランド教会樹立へと一気に進むことができた。このスコットランドでの宗教改革の成功は、彼が直接関わり、また大きな貢献を果たしたこともあり、彼にとって、どんなに喜ばしいことであつたろうか。他方、母国イングランドにおいては、エリザベスの即位によって打ち立てられた宗教政策は、上からの宗教の改革であり、またカトリックとプロテスタントの折衷政策であつた。スコットランドを去り、イングランドに帰った後の彼は、皮肉なことに、彼の抵抗論の存在故に、当局側から迫害され、苦しめられることになった。それでも母国から再び亡命をしようとはせず、イングランドで生きようとするグッドマンは、不本意ながらその体制に従わざるを得ない無念さを味わうことになった。しかしながら、彼はジョン・フィールドが幽閉されている間、『勸告へのジョン・ホイットギフトへの回答へのカートライトの返答』の出版者として行動したり、地域ごとに個別教会を改革するという下からの改革に協力し、徹底的な教会改革の機が熟する、その日を望み続け、戦い続けたのであつた。まさにその意味では彼は初期ピューリタンの一人であつたことは疑いもないことである。

グッドマンは、母国を去り亡命地に在っても、同志であり友であるノックスのスコットランドに在っても、そして母国イングランドに在っても地上に、真の宗教を樹立するという神から与えられた使命を果たそうと懸命に生きた人であつたと言えよう。

【注記】

(注1) ホイッティンガム、ウィリアム (Whittingham, William 1524~1579, 6, 10)

英国教会のグラム主教座聖堂参事会長を務めた。オックスフォードのブレイズノウズ・コレッジに学び、1545年オール・ソウルズ・コレッジのフェローとなる。カルヴァン主義を奉じ、メアリー・チューダー即位後、大陸に亡命し、フランクフルトのイギリス人教会の長老として、ジョン・ノックスを助けたが、ノックス派がコックス派との争いで敗れたためジュネーブに去り、同地で牧会、極度にプロテスタント的視点から脚注の付されたジュネーブ聖書(新約1557, 完訳1560)の翻訳、編集に尽力した。メアリー没後(1558)も、他の協力者のようにすぐ帰国せず、その完成に指導的役割を果たし1560年に帰国した。英国教会の聖職按手未受領にもかかわらず、1563年グラム主教座聖堂参事会長に任命されたが、祈祷書による礼拝に批判的であつたため、ヨーク大主教E. サンズに嫌われた。

(注2) カトリック教会においてはミサの時、アルブという白い長衣を着てその上にカズラあるいはチャズブルという祭服を着る。エドワード六世の第一祈祷書は引き続きアルブの着用を定めたが第二祈祷書ではこれが廃止された。しかし1559年の祈祷書ではこれが復活し、ピューリタンが猛反対したため、聖餐の際はコープという外衣を着けさせ、それ以外の礼拝の時はサーブリスという短い白衣を着用することだけにとどめようとしたが、これにもピューリタンたちは反対した。

(注3) ウェストミンスター宮殿の星の間で開かれた特別刑事裁判所で、大法官以下の裁判官が普通の裁判所では公平を期し得ないような身分の高い者の関係する刑事事件を審理する目的で1487年ヘンリ七世が創設したものである。1540年にその機能を完全に発揮するようになり、しだいに権限を拡張し、チューダー朝およびスチュアート朝の絶対王制の専制支配の具とされた。

【引用文献】

- 1 John Milton, ‘The Tenure of Kings and Magistrates’ in Martin Dzelzainis (ed.), *Political Thought*, Cambridge, 1650 (1991), pp. 41–43
- 2 J.W.Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, London, 1928, pp. 116–118
- 3 Christopher Goodman, *How superior Powers ought to be obeyd of their subjects* (Geneva:J.Crispin, 1558).STC 12020.
- 4 Maxwell, W.D., *John Knox’s Genevan Service Book*, Edinburgh, 1931, p. 10
- 5 Brown, P.H., *John Knox, I*, Edinburgh, 1905 p. 164
- 6 飯島啓二『ノックスとスコットランド宗教改革』日本キリスト教団出版局 1976年 121頁
- 7 カルヴァン『キリスト教綱要 (1536年版)』久米あつみ (訳) 教文館 2009年 295–373頁
- 8 Jane Dawson, ‘Trumpeting Resistance:Christopher Goodman and John Knox’, in Roger Mason (ed.), *John Knox and the British Reformation*, Aldershot, 1998, p. 133
- 9 Christopher Goodman, *How superior Powers Ought to be obeyed* (Geneva, 1558),
- 10 L. マクファーレーン『政治的不服従論』斉藤／西／岩下 (共訳) 早稲田大学出版部 1977年18頁
- 11 *The Works of John Knox*, VI, D. Laing (ed.), Edinburgh, 1846, p. 27
- 12 Patrick Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement*, London, 1967, p. 46
- 13 八代／中村 (共訳)『宗教改革著作集』第十二巻 教文館 1984年 403頁
- 14 *The Works of John Knox*VI, D. Lang (ed.), Edinburgh, 1846, pp. 357–8
- 15 *The Works of John Knox*IV, D. Laing (ed.), Edinburgh, 1846, p. 358
- 16 D.Danner, ‘Christopher Goodman and the English Protestant Tradition of Civil Dispbedience’, *Sixteenth Century Journal*, 8, 1977, p. 64

【一次史料】

Christopher Goodman, *How superior Powers ought to be obeyd of their subjects* (Geneva:J. Crispin, 1558).STC 12020.

The Works of John Knox, IV, VI, D. Laing (ed.), Edinburgh, 1846

【参考文献】

- 今井宏（編）『イギリス史2』 山川出版社 1990年
- 八代崇『イングランド宗教改革史』 聖公会出版 1993年
- ウルリッヒ・ドゥフロウ『神の支配とこの世の権力の思想史』 佐竹／泉（共訳） 新地書房 1980年
- 飯島啓二『ノックスとスコットランド宗教改革』 日本キリスト教団出版局 1976年
- 大木英夫『ピューリタン』 中央公論社 1968年
- 大木英夫『ピューリタン：近代化の精神構造』 聖学院大学出版 2006年
- L. マクファーレーン『政治的不服従論』 齊藤、西、岩下（共訳） 早稲田大学出版部 1977年
- カルヴァン『キリスト教綱要（1536年版）』 久米あつみ（訳） 教文館 2009年
- 『ルター』（世界の名著23） 松田智雄（編） 中央公論社 1979年
- 青木道彦『エリザベス』 講談社 2000年
- 浜林正夫『イギリス宗教史』 大月書店 1987年
- 八代、中村（共訳）『宗教改革著作集』 第十二巻 教文館 1984年
- 久米あつみ（訳）『宗教改革著作集』 第九巻 教文館 1986年
- 出村／丸山／飯島（共訳）『宗教改革著作集』 第十巻 教文館 1993年
- 木部尚志『ルターの政治思想』 早稲田大学出版部 2000年
- Jane E.A.Dawson, 'Resistance and Revolution in Sixteenth-Century Thought: The Case of Christopher Goodman', in J. Van Den Berg and P. Hoftizer (ed.), *The Church, Change and Revolution*, Leiden, 1991
- Quention Skinner, *The Foundations of Modern Political Thought*, 2vols. Cambridge 1978
- Roger A. Mason (ed.), *John Knox and the British Reformation*, Aldershot, 1998
- D. Danner, 'Christopher Goodman and the English Protestant Tradition of Civil Disobedience', *Sixteenth Century Journal*, 8, 1977, pp. 60-73
- David H. Wollman, 'the Biblical Justification for Resistance to Authority in Ponet's and Goodman's Polemics', *Sixteenth Century Journal*, 13, 1982, pp. 29-41
- Jane Dawson, 'The Two John Knoxes', *Journal of Ecclesiastical History*, 42 (4), 1991, pp. 555-576
- John R. Gray, 'The Political Theory of John Knox', *Church History*, 8 (2), 1939, pp. 132-147
- Patrick Collinson, *The Elizabethan Puritan Movement*, London, 1967
- Glenn Burgess, *British Political thought, 1500-1660*, Palgrave, 2009
- Duncan Shaw, *The General Assemblies of the Church of Scotland*, Edinburgh, 1964
- Roger Mason (ed.), *John Knox : On Rebellion*, Cambridge, 1994
- J. W. Allen, *A History of Political Thought in the Sixteenth Century*, London, 1928
- Maxwell, W. D., *John Knox's Genevan Service Book*, Edinburgh, 1931
- Brown, P. H., *John Knox, I*, Edinburgh, 1905